令和４年第５回三股町農業委員会総会議事日程

令和４年６月１日（水）

日程第１　　会議録署名委員の指名

日程第２　　会期の決定

日程第３　　報告第１１号農地法第１８条第６項の規定による通知について

日程第４　　議案第２２号農地法第３条の規定による許可申請の許可について

日程第５　　議案第２３号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について

日程第６　　議案第２４号農地法第５条の規定による許可申請の承認について

日程第７　　議案第２５号令和４年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

日程第８　　議案第２６号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について

令和４年第５回三股町農業委員会総会審議結果

日程第４

議案第２２号農地法第３条の規定による許可申請の許可について

可決（　２　）

日程第５

議案第２３号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について

可決（　３　）

日程第６

議案第２４号農地法第５条の規定による許可申請の承認について

可決（　９　）

日程第７

議案第２５号令和４年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（　１　）

日程第８

議案第２６号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による
農用地利用集積計画の承認について

可決（　８０　）

令和４年第５回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

１．会　　期　６月１日（水曜日）１日間

２．場　　所　三股町役場４階第１会議室

　　時　　間　９時００分開会

３．会期日程　６月１日（水曜日）

議　案　審　議

出席者

１番委員	小倉　休幸
２番委員	上水　広志
３番委員	内村　介貞
４番委員	下石　昭廣
５番委員	馬渡　芳文
６番委員	溝口　良信

農地利用最適化推進委員　　前田　万
農地利用最適化推進委員　　兒玉　道郎

欠席者
　なし

議案説明のため総会に出席した者
　事務局　局　長
　事務局　課長補佐
　事務局　主　事

（一　　同　　礼）

開　会　　9時00分

事務局
開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）
それでは、ただ今から令和４年第５回三股町農業委員会総会を開催いたします。尚、本日は新型コロナウィルス感染防止のため、時間を短縮して行いたいと思います。皆さんのご協力をお願いします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第２条第５号において、農地利用最適化推進委員の前田　万さんと兒玉道郎さんが会議に出席し、第１ブロック、第３ブロックの区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第１、会議録署名委員に３番委員の内村介貞さんと４番委員の下石昭廣さんを指名いたします。続きまして、日程第２、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日１日間にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）
異議なしと認めます。よって会期は１日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第３、報告第１１号農地法第１８条第６項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
報告第１１号農地法第１８条第６項の規定による通知について報告するもので、合計8件12筆8,883㎡、田が12筆8,883㎡でございます。詳細につきましては、総会資料3頁101番から4頁108番までのお目通しをお願いします。

議長（溝口良信）
これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、次の議案に進みます。日程第４、議案第２２号農地法第３条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第２２号農地法第３条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計 2 件 3 筆 879 ㎡、うち田が 2 筆 600 ㎡、畑が 1 筆 279 ㎡でございます。詳細につきましては、担当がご説明いたします。

事務局

議案第２２号農地法第３条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料 6 頁 15 番から 16 番になります。別冊の航空写真とあわせてご覧ください。

受付番号 15 番、受付年月日：令和 4 年 5 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：長田字大野〇〇〇〇番丸他 1 筆、地目：田、合計面積：600 ㎡です。こちらは受人要望による所有権移転となっております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

続きまして、受付番号 16 番、受付年月日：令和 4 年 5 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：長田字政矢谷〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：279 ㎡です。こちらは受人要望による所有権移転となっております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

それでは、担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉道郎）

受付番号 15 番は 5 月 30 日に第 3 ブロック委員 3 名で現地確認及び本人への聞き取りをいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人の要望による所有権移転売買となっております。受人は〇〇在住で露地野菜を中心に農業経営をされています。農地はすべて耕作されており、状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。今後は栗を植林し果樹栽培をされるようです。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、受付番号 16 番も 5 月 30 日に第 3 ブロック委員 3 名で現地確認及び本人への聞き取りをしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。こちらは受人要望による所有権移転売買となっております。受人は〇〇地区在住で、水稲を中心に農業経営をされております。農地はすべて耕作されており、状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。申請地は以前から受人が借りて、家庭菜園と

して耕作をしておりましたが、渡人が高齢でもあり今後も家庭菜園として利用していきたいということで申請されたものです。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

只今、説明が終わりましたが、私から少し補足をさせていただきたいと思います。受付番号15番について、長田字大野〇〇〇〇-〇は県道に沿っているのですが、高くて県道からは入れないのではないか、また長田字大野〇〇〇〇-〇についてもなかなか入れないのではないかと現場で話をしたところです。そこで、受人に確認をしたところ、長田字大野〇〇〇〇-〇の東側が空き家になっていましたが、現在は受人の義弟が住んでいるということで、田への進入路についてはどうなっているのかという点が1点。それから、受付番号16番については、受人が現在申請地を耕作されていますが、ここも進入路がないのですが、申請地の東側が受人の自宅であり申請地とはつながっているので、受付番号16番については耕作に支障はないのかなと思います。申請地への進入路についてこの2点が気になるところでありました。受付番号16番については問題ないと思いますが、受付番号15番の進入路について、事務局の方で何か取り決め等がありましたら、説明をお願いします。

事務局

3条申請の受付番号15番について、会長から説明がありましたが、今後、受人が取得される長田字大野〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇に隣接する宅地部分については、すでに受人の娘さんが取得されていて、所有権移転も終わっているということです。そのため進入路については、受人と娘さんとの使用貸借の契約書を事務局で頂いておりますので、県道から娘さんの所有する宅地敷地を通って農地へ進入するということであります。以上です。

議長（溝口良信）

只今、担当委員の説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、受付番号15番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号15番について許可することに決定いたしました。続きまして、受付番号16番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 16 番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第５、議案第２３号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第２３号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認についてでございます。合計 3 件 4 筆 2,145 ㎡、畑が 4 筆 2,145 ㎡でございます。詳細については、担当がご説明いたします。

事務局

議案第２３号農地転用許可後の事業計画変更申請について、ご説明いたします。総会資料の 8 頁をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号 4 番、許可年月日：昭和 53 年 8 月 15 日、許可番号：〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇、転用事業者は㈱〇〇〇〇〇〇〇〇です。事業を遂行できなかった理由は、当初計画では一般個人住宅を建築する予定でありましたが、親の介護で治療費や介護費用が必要となり、資金の目途が立たなくなったため建築できなかったということです。後ほど 5 条申請 27 番でご説明いたします。

続きまして、受付番号 5 番、許可年月日：昭和 54 年 6 月 5 日、許可番号：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇、転用事業者は〇〇〇〇他 1 名です。事業を遂行できなかった理由は契約予定の建設会社が倒産し、外の建設会社も検討したが契約に至らず、現在に至ります。今後も住宅建設を履行する予定がないため、今般、承継人へ事業計画変更をするものです。後ほど 5 条申請 28 番でご説明いたします。

続きまして、受付番号 6 番、許可年月日：平成 31 年 2 月 15 日、許可番号：〇〇〇〇-〇-〇〇〇、転用事業者は〇〇〇〇株式会社です。事業を遂行できなかった理由は、当初、宅地分譲として計画したが、許可後に資材（製材前の原木）の仮置場が早急に必要になった。被承継人が所有する資材置場はなく、今後も資材置場として当該地を利用したいことから事業計画変更をするものです。また、〇〇〇〇〇〇㈱も当該地一部を被承継人と賃貸契約にて資材置場として利用するものです。また、現在、資材置場として利用していることから始末書が添付してあります。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

１番委員（小倉休幸）
只今、事務局から説明がありましたとおり、後ほど5条申請で3件とも報告をさせていただきます。以上です。

議長（溝口良信）
それでは説明が終わりましたが、事業計画変更申請の4番から6番については一括採決してよろしいですか。

（「はい」の声）

議長（溝口良信）
それでは受付番号4番、5番、6番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号4番、5番、6番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第６、議案第２４号農地法第５条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第２４号農地法第５条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計9件9筆3,791㎡、うち田が3筆1,074㎡、畑が6筆2,717㎡でございます。詳細について、9件続けて担当がご説明いたします。

事務局
ご説明いたします。総会資料の10頁27番から12頁35番をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。
受付番号27番、受付年月日：令和4年5月10日、受人：（株）〇〇〇〇〇〇〇、渡人：〇　〇〇、申請地：樺山字古堀〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：333㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は建売住宅1棟です。こちらは第3種農地であること、許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

続きまして受付番号28番、受付年月日：令和4年5月10日、受人：〇〇〇〇他1名、渡人：〇〇　〇、申請地：樺山字榎堀〇〇〇〇番〇〇〇、地目：畑、面積：481㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般住宅1棟です。こちらは第3種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから、許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 29 番、受付年月日：令和 4 年 5 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字栗原〇〇〇〇番〇〇、地目：畑、面積：432 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般住宅 1 棟です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから、許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 30 番、受付年月日：令和 4 年 5 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字大原〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：531 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は運動場及び駐車場・コンテナハウスです。こちらは第 3 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 31 番、受付年月日：令和 4 年 5 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字大原〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：283 ㎡です。売買による所有権移転です。こちらも受付番号 30 番と同様、転用目的は運動場及び駐車場・コンテナハウスです。こちらは第 3 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 32 番、受付年月日：令和 4 年 5 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字南原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：584 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般住宅建設 1 棟です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 33 番、受付年月日：令和 4 年 5 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：新馬場〇〇番〇、地目：畑、面積：429 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は駐車場です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 34 番、受付年月日：令和 4 年 5 月 10 日、受人：〇〇〇〇他 1 名、渡人：〇〇〇〇〇他 1 名、申請地：新馬場〇〇番〇、地目：田、面積：260 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般住宅敷地です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 35 番、受付年月日：令和 4 年 5 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字植木〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：458 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般住宅 1 棟です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）
それでは、受付番号順に担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（前田　万）
受付番号27番は先程の事業計画変更4番の案件になります。5月29日に第1ブロック委員2名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。当初の計画では一般個人住宅の建築を予定していましたが、親の介護が必要となり医療費や介護費用がかさみ、資金の目途が立たなくなったこともあり、建築できなかったということです。渡人は現在県外在住で、高齢であることから管理が困難であり、今回、受人に売却されたものです。受人は〇〇〇〇〇〇〇で不動産業をされています。今回の申請地が近隣に学校もあり交通の利便性もあることから、建売住宅1棟の建設を計画されたものです。生活排水等は公共下水道へ接続し、雨水については既設の町道側溝へ排水します。特に問題なく許可相当と判断しました。以上です。

１番委員（小倉休幸）
受付番号28番も事業計画変更5番の案件になります。5月29日に第1ブロック委員2名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。渡人が申請地を購入してから43年経過しており、前所有者との連絡も取れなく、また、周囲が宅地化され農地としての利用が難しいとのことから、今回事業計画変更申請をされたものです。受人は〇〇〇在住ですが父のふるさとである本町で土地を探していたところ、スーパー、病院等の点在する立地条件の良い申請地に一般住宅建築の計画をされたものです。生活排水等は公共下水道へ接続し、雨水については雨水桝を設置し既設側溝へ排水されるため、特に問題ないものとして許可相当と判断しました。以上です。

農地利用最適化推進委員（前田　万）
受付番号29番は5月29日に第1ブロック委員2名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。
受人は現在〇〇〇の職員宿舎に居住されていますが、家族が増えて手狭になったため、妻の実家のある本町に一般住宅の建築を計画されたものです。雨水については宅地内に雨水桝を設置し、町道の既設側溝へ排水します。生活排水等は公共下水道へ接続されることから、特に問題ないものとして許可相当と判断しました。以上です。

３番委員（内村介貞）
受付番号30番、31番は受人が同一人物で申請地が隣接地でありますので、同時に説明させていただきます。5月28日に第4ブロック委員3名で現地調査及び確認を

いたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は○○○、○○○の 3 箇所で発達障害児を対象とする児童クラブを経営されています。発達障害があるため通常の公園等を利用するのを躊躇せざる負えないため、受人が管理しやすく戸外遊び等しやすい申請地を適地と判断し、コンテナハウスと運動場および駐車場を設置するものです。周囲にはフェンスを設置し、雨水については地下浸透とするもので、特に問題ないものとして許可相当と判断しました。

続きまして、受付番号 32 番につきましても、5 月 28 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。
受人は○○在住で、貸家生活をされています。その解消のために現在の自宅から近く、生活環境に変化の少ない申請地に一般住宅を建設されるものです。境界にはブロック塀を設置、生活排水等は合併浄化槽を設置し、処理後は南側の既設側溝へ、雨水については雨水桝を設置し、同様に南側の既設側溝へ排水されるため、特に問題なく許可相当と判断しました。以上です。

1 番委員（小倉休幸）
受付番号 33 番は 5 月 29 日に第 1 ブロック委員 2 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。
受人は隣接地で○○○○をされていますが、○○、○○○の駐車場が狭いため、今回、申請地の所有者と話がまとまり駐車場の建設をされるものです。宅地造成にあたり、境界にはブロック塀を設置し、雨水については地下浸透と北側の既設側溝へ排水します。特に問題なく許可相当と判断しました。

続きまして、受付番号 34 番も 5 月 29 日に第 1 ブロック委員 2 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。
受人は現在借家住まいをされていますが、申請地を子供の通学の利便性など、将来的な生活の拠点に最適地と判断されて、一般住宅の建設を計画されたものです。
生活排水等は公共下水道へ接続し、雨水については町道既設側溝へ排水されるため、特に問題なく許可相当と判断しました。

農地利用最適化推進委員（前田　万）
受付番号 35 番は 5 月 29 日に第 1 ブロック委員 2 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。
受人は○○○在住で貸家住まい解消のため、一般住宅の建設をされるものです。
雨水については北側町道既設側溝へ排水し、生活排水等は合併浄化槽を設置して、処理後は既設側溝へ排水します。特に問題なく許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）
只今、説明が終わりましたが、これについて、なにかご質問、ご意見はありません

か。

農地利用最適化推進委員（前田　万）
事業計画変更申請の６番について説明はしなくてもいいですか。

４番委員（下石昭廣）
事変だけですよね。

議長（溝口良信）
事業計画変更については先程一括採決をして、承認ということに決定しましたが。

１番委員（小倉休幸）
それでは、補足ということで説明をさせてください。

議長（溝口良信）
はい。わかりました。

１番委員（小倉休幸）
事業計画変更申請の６番についても、第１ブロック委員で現地調査及び確認をいたしました。当初は宅地分譲として計画されていましたが、その後、資材置場として利用されております。旧所有者は遠方に住んでおり、今後農地として利用する意志もないことから、転用事業者の事業拡大により建築受注も増えてきたため、資材置場、原木置場が早急に必要となったものです。近隣にはアパートや一般住宅も立ち並んでおり、苦情等が懸念されますが、申請人の紳士的な対応を期待して許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）
説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はありませんか。

（議長と事務局で打ち合わせ）

議長（溝口良信）
今、事務局と打ち合わせをしたのは、受付番号30番、31番のコンテナハウスについて、生活排水等の説明がありませんでしたので、トイレ等はどうなるのかということを事務局と話したところです。事務局の説明では隣に申請人の自宅があるので、トイレ、手洗い等は申請人の自宅を利用するということです。

議長（溝口良信）
他に何かご質問、ご意見等ないですか。

２番委員（上水広志）
事業変更申請の６番について、現在すでに材木をおいてありますが、周囲に柵等がないので子供達が入ったりして危険ではないかという気がしたんですが。

１番委員（小倉休幸）
材木の積み下ろしの際の騒音も気になりますね。

議長（溝口良信）
総会でこういう意見がでたということを、事務局から申請人に話をしてもらったほうがいいと思います。

事務局
騒音の問題と立入り防止柵をちゃんとするように、許可を出すときに事務局で申請人に話をしたいと思います。

４番委員（下石昭廣）
受付番号 30 番、31 番についてですが、以前からここは耕作放棄地で私も相談を受けたりして、大変苦慮していた農地でした。今回のこういう計画が実施されれば荒廃農地が少しは減るのではないかと感じたとこです。

議長（溝口良信）
他にありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですので、受付番号 27 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 27 番について承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 28 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 28 番について承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 29 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いしま

す。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 29 番について承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 30 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 30 番について承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 31 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 31 番について承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 32 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 32 番について承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 33 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 33 番について承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 34 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 34 番について承認することに決定いたしました。最後に、受付番号 35 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 35 番については承認することに決定いたしました。続きまして、日程第７、議案第２５号令和４年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第２５号令和４年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。詳細につきましては、総会資料 13 頁及び別添の利用権設定借受候補者推薦書のお目通しをお願いします。尚、今回は〇〇〇〇氏１名の推薦があがってきております。〇〇〇〇氏は令和４年５月まで認定農業者の資格を受けておられましたが、今回は認定農業者の更新をせず推薦農業者として新規の申請になっております。

議長（溝口良信）
只今、事務局の説明があったとおりですが、何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですので、令和４年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので令和４年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定しました。続きまして、日程第８、議案第２６号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第２６号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計 8 件 18 筆 19,508 ㎡、うち田が 12 筆 8,960 ㎡、畑が 6 筆 10,548 ㎡でございます。利用権設定については、合計が 72 件 156 筆 128,452 ㎡、うち田が 145 筆 118,587 ㎡、畑が 11 筆 9,865 ㎡でございます。利用権設定の内訳としましては、通常利用権設定が合計 55 件 114 筆 99,334 ㎡、うち田が 104 筆 90,958 ㎡、畑が 10 筆 8,376 ㎡でございます。農地中間管理機構による利用権設定は合計 17 件 42 筆 29,118 ㎡、うち田が 41 筆 27,629 ㎡、畑が 1 筆 1,489 ㎡でございます。詳細について、ご審議をお願いいたします。

議長（溝口良信）
それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料 15 頁 62 番から 16 頁 69 番まで、通常利用権設定の各筆明細は総会資料 17 頁 234 番から 28 頁 288 番まで、農地中間管理機構による利用権設定は総会資料 29 頁 289 番から 32 頁 305 番までとなっております。

議長（溝口良信）
これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、議案第２６号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について、総会資料の所有権移転に関する 15 頁 62 番から 16 頁 69 番まで、及び利用権設定に関する総会資料 17 頁 234 番から 32 頁 305 番までについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、総会資料の所有権移転に関する 15 頁 62 番から 16 頁 69 番まで、利用権設定に関する総会資料 17 頁 234 番から 32 頁 305 番までについて承認することに決定いたしました。
以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了しました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第５回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉　会　10 時 00 分